

専門部会報告シート

部会名	くらし部会	報告回	令和7年度第2回全体会
委員 氏名		氏名	選出母体及び役職等
	1	◎松林 宏	J P S 訪問介護ステーション 管理者
	2	○高橋 史	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
	3	柴田 悦子	地域生活支援センターみ～な 地域生活支援係主査
	4	原 郷史	地域生活支援センターふらっと センター長
	5	麻生 千恵美	デイケアステーションカルテット 代表
	6	張 健羽	障害当事者（身体）
	7	江平 あす香	障害当事者（知的）
	8	花岡 麻穂子	府中市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター担当主査
	9	中村 嘉人	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭
	※部会長は◎、副部会長は○		
現状	<p>○障害者がどのような状態（重度化・高齢化・親亡き後等）になっても住み慣れた当市で暮らし続けることを可能とする体制（地域生活支援拠点等）の整備が令和3年度より進められている。</p> <p>○当市において移動支援事業は障害者の余暇活動の充実や家族が対応できない場合等の通学・通所等の目的で利用されている。同時に①制度上の利用制限に対して、利用制限を緩和してほしい②ヘルパー不足により希望通りの利用ができない、等の意見・要望が利用者から挙がっている。</p>		
検討 テーマ (概要)	<p>○地域生活支援拠点等の整備の現状を把握したうえで、まだ残る課題と整備における今後の方向性を検討する。</p> <p>○当市における障害者の移動のニーズを把握し、現状における当市の移動支援事業がそのニーズを充足できるものとなっているか検討し、必要な制度改正を提言する。</p>		
取組 経過	<p>○地域生活支援拠点等の整備状況について、事務局よりこれまでの経緯の説明があり、そのうえで残る課題と整備における今後の方向性について自由討議した。</p> <p>○障害者権利条約の視点による、日本における障害者の移動の権利の保障の現状及び移動支援事業の現状についての国際的な評価を委員間で共通認識とした。</p> <p>○参考資料として、他のいくつかの自治体の移動支援事業の制度設計を学んだ。</p> <p>○参考資料として、移動支援事業に対する全国の障害者団体の要望事項を学んだ。</p> <p>○市の内規である移動支援事業取扱要領をくらし部会で開示するよう、事務局に要請し、その内容の根拠について回答を求めたほか、条文の妥当性に関する検討を行った。</p>		
検討 結果	<p>○地域生活支援拠点等の整備の課題として、相談支援機関自体は存在しても、当事者や家族の中での認知度が足りない、あるいは相談すること自体への壁があることにより、客観的には相談支援を必要としている方が相談支援機関とつながれていないことが挙げられた。</p>		

○今後一人暮らしを検討している当事者の委員が、その実現のために今後実体験として直面していく課題を(当事者の委員の同意を前提として)委員間で共有し、その解決手段を検討していくことが、そのまま地域生活支援拠点等の整備を進めるための方向性を示していくことになるのではないかと、とのアイデアが出された。

○移動支援事業に関して、いわゆる「通年・長期」にわたる利用及び「経済活動」に係る利用の制限を排除することが国際的に勧告されていること、またこれらの利用制限を緩和もしくは制限を設けていない自治体も存在することから、利用者の実態も把握しながら、府中市においても利用制限を緩和していくべきではないかと、との一定の議論の方向性が定まった。

○現時点での市移動支援事業取扱要領の内容であっても、移動支援が認められる要件の範囲内であるにも関わらず、そのことが知られていないために結果的に利用者による利用の抑制につながっているケースがある。(例：移動支援の発着場所は、移動支援の利用先として認められた範囲内で、居宅以外の任意の場所を設定できる。)

また、通学や通所におけるバス停送迎についても、実際には家庭の事情により広範に例外的利用を認める内容となっているにも関わらず、市民へは一般的に通学や通所目的での利用はできないとしか周知されていないため、個別に相談ができることも分からず、家族が過重に負担を負っていることが想定される。このことから、利用が可能なケース、個別の事情により一定の基準に基づいて例外的に利用が認められるケースに対しての積極的な周知が求められる。

○高等学校以降の通学目的での利用・通所目的での利用・通勤目的での利用については、訓練目的での一時的な利用しか認められていないことは、課題である。訓練しても一人で安全に移動できるようにはならない当事者が確実に一定数は存在する。

○身体障害者が身体障害のみで移動支援の支給決定を受けられる範囲(障害の等級等)が狭くないか、検討が必要である。

○市移動支援事業取扱要領の内容が妥当かどうか検証するうえで、現在の移動支援事業の制度下での利用制限により、当事者や家族にどのような困りごとが生じているかを明らかにする必要がある、アンケートやヒアリングなどの手法について、今後検討する必要がある。

○そもそも移動支援に携わるヘルパーが不足しているために、利用自体が認められるケースでもヘルパー不足により利用できない実態がある。全般的な介護職員の不足という問題はあるが、府中市の場合は移動支援事業実施の際の事業所への報酬単価が同種の外出介助系の個別支援給付と比較して明らかに低く設定されており、そのことがどのように移動支援に携わるヘルパーの不足に影響しているかを調査する必要がある。

会議開催状況と内容		日程	内容
	第1回	8月1日	○地域生活支援拠点等の現時点での整備状況のまとめ（事務局より）と課題出し ○移動支援事業についての意見交換と課題の抽出
	第2回	9月1日	○移動支援事業取扱要領（内規）の条文確認及び事務局への質疑応答
	第3回	10月23日 （予定）	○移動支援の利用実態や制度に対する要望等を集約する手法の検討
	第4回	11月21日 （予定）	未定
	第5回	未定	
	第6回	未定	